

平成28年熊本地震「災害義援金」のご案内

《住家被害（全壊・大規模半壊・半壊・解体）、人的被害の方》

（平成30年4月1日現在）

1. 災害義援金の内容

平成28年熊本地震の被災者の方に対して、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金を、熊本市災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。

※日本赤十字社・共同募金会・熊本県・熊本市でお預かりした義援金は、その全額を被災者の皆様にお届けしています。

2. 配分対象及び配分額

災害義援金の対象及び申請者は、災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金の対象及び申請者と同一となります（事前又は同時に見舞金等の申請を行ってください）。

被害区分		配分金額	要件
人的被害	死亡者	102万円	（災害弔慰金の対象者と同一）
	重傷者	10.2万円	地震により1月以上の治療を要する場合（災害障害見舞金又は災害見舞金の対象と同一）
住家被害	全壊	82万円	（災害見舞金の全壊と同一）
	解体 （敷地被害）	82万円	（生活再建支援金の「敷地被害解体世帯」が対象） ※新たな申請が必要です。 ※生活再建支援金の支給決定後、82万円を配分します。
	解体 （半壊・大規模半壊）	82万円	（生活再建支援金の「半壊解体世帯」が対象） ※半壊又は大規模半壊として義援金を申請してください。 （申請済みの場合、新たな義援金の申請は不要） ※先に半壊・大規模半壊世帯として41万円を配分します。 その後、「半壊解体世帯」として生活再建支援金（基礎支援金）を受給された後、差額の41万円を配分します。
	大規模半壊	41万円	（災害見舞金の半壊と同一）
	半壊	41万円	

※住家が「一部損壊」の判定を受けた世帯への配分については、別途ご案内しております。

3. ご提出いただく書類

□ 平成28年熊本地震災害義援金申請書

※申請には、印鑑（認印可）が必要となります。

※すでに申請がお済みの方は、追加配分に対する新たな申請は必要ありません。

4. 申請窓口

○各区役所 総合相談窓口 受付時間：月～金曜日の9：00～16：00（祝日除く）

[中央区]：中央区役所（市役所1階）

[東区]：東区役所 [西区]：西区役所

[南区]：南区役所 [北区]：北区役所

5. お問い合わせ先

○各区役所 総合相談窓口（地域支え合いセンター内）

[中央区]：096-328-2105

[東区]：096-367-9267 [西区]：096-329-2829

[南区]：096-357-4757 [北区]：096-272-1972

注意事項

1. 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金を申請済み（義援金と同時申請を含む）で、義援金と申請者が異なる場合は義援金の支給ができませんので、同一申請者としてください。
2. 申請書の記載誤り等があった場合は、個別にご連絡させていただく場合があります。この場合、支給までに時間を要する又は支給できない場合がありますので、記載漏れや誤りが無いようご注意ください。
3. 義援金の申請受付後、審査のうえで支給を決定します。審査や県配分の状況により支給まで時間がかかる場合がありますので、予めご了承ください。
4. 支給に当たっては、決定通知書等は送付しません。指定の口座への振込みをもって、決定通知に代えさせていただきます。
5. 今後、追加配分があった場合は、決定済みの被害区分に応じた額を、追加で振込みますので、追加配分に対する新たな申請は必要ありません。（異なる被害区分の場合は、別途申請が必要です。）
6. 支給前に、世帯の全員が亡くなられた場合は、配分対象となりません。